

# 令和6年大和市農業委員会第9回総会議事録

令和6年9月27日（金）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員

2番 大沼 茂樹 委員

3番 眞壁 浩二 委員

4番 遠藤 一直 委員

6番 渡邊 みどり 委員

7番 富澤 克司 委員

8番 田邊 義之 委員

9番 古木 恒樹 委員

10番 荻窪 登 委員

11番 池田 俊一郎 委員

12番 木村 賢一 委員

13番 古谷田 和子 委員

14番 保田 雄一 委員

15番 長谷川 慶太郎 委員

16番 関水 好美 委員

## 2. 本日の欠席委員

5番 小川 正夫 委員

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎

次長 佐藤 祐介

主査 中川 雅美

主査 富田 規裕

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出

について

日程第 5 議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

日程第 6 議案第 2 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 3 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 3 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

議案第 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について

議案第 2 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

午前 10 時開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 6 年 9 月大和市農業委員会第 9 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、11 番、池田俊一郎委員、12 番、木村賢一委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 総会資料の 1 ページをごらんください。

8 月 21 日、神奈川県農業会議から県議会議長・副議長への要請等、第 101 回常設審議委員会及び農業委員会活動推進大会第 1 回運営委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

9 月 2 日、大和市総合計画審議会が開催され、眞壁会長が出席されました。

9 月 4 日、農業者年金加入推進特別研修会が横浜市で開催され、古谷田委員が出席されました。

9 月 5 日、第 1 回農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

9 月 9 日、大和市福祉推進委員会表彰選考部会が開催され、富澤委員が出席されました。

9 月 18 日、第 102 回常設審議委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、私から若干。書いてあるとおりですが、8 月 21 日、この日は総会

後に県議長へ農地利用の最適化意見要請がございまして、それに出席いたしました。その後、常設会議に出席し、11月6日に開催予定の活動推進大会の1回目の委員会がございましたので、そちらにも出席いたしました。

それから、9月2日、これは総合計画の審議会ですけれども、新しいメンバーに若干かわりまして、顔合わせと市長から辞令をいただいたということでございます。

9月5日は、第1回市町村合同会議、局長と農政課長と3人で出席させていただきました。

18日は、102回の常設審議委員会ですね。こちらも、この日は、第4条の規定に基づく諮問が1件ございました。

以上でございます。

続きまして、本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第35号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明します。

報告第35号については議案書1ページの2件が、報告第36号については議案書2ページの5件がございました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 報告第36号の1の件ですけれども、議案書でいうと2ページ、総会資料でいくと4ページの1番ですが、恐らく同じ方に今回申請が出たと思うのですけれども、もともとは挟まれるところも農地であったのではないかと推察されますが、なぜこのような形で農地が残ってしまったのか、ご事情をわかる範

困で教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 自宅の敷地の中で北側部分と南側部分に畑の登記地目のままの筆が残ってしまったというご状況で、この点線の左側は隣の市の敷地になってくるのですけれども、そこが畑の筆のままで残っていらっしやったそうで、こちらの隣の市の農業委員会には届出を出して、今回、地目を変えられるということではいらっしやるのですが、いずれにしましても、真ん中の白い、今回、届出の出ない筆のところについては、登記地目が畑ではない部分ではあるのですが、北側と南側の筆が、それぞれ畑の登記地目のまま残っていらっしやったということが今回発覚したということで、届出が出ています。

○議長 ほか、ございますか。木村委員。

○木村委員 同じ2ページの2番、3番、4番、5番に関連してですけれども、この件がどうこうということではないですが、この2番から5番の件については、たしか5月の総会で2点審議されたと思います。1点目は農地法第3条の3の規定による届出があった件と、あと、生産緑地にかかわる農業の主たる従事者証明についてということで、全員賛成でこの件はされたと思います。

それで、結果として、今回、この9月総会にこの件が2、3、4、5ということで所有権移転、いわゆる所有者が、たしかその方は相続が昨年発生して、5月の総会にそういう許可申請届があったということだと思えるのですけれども、その中で、今回、9月の総会で所有権移転、要はその農地を、生産緑地なのですが、農地を売却されるということになったわけです。

これについて、いわゆるその間に、6月か7月あたりだと思えるのですけれども、定期的に我々のほうに、生産緑地の取得のあっせんにかかわる情報提供があったらお願いしたいというのは、市長あるいは農業委員会の委員長名で来ていますね。過去、年間にかかなりの件数が来ていると思います。

例えば、今日の農地法の事務連絡の中で生産緑地なりの行為の制限解除ということで、資料2、3の中では6,000㎡強が解除されましたよということですが、その結果、こういう所有権移転の届出が出てくるわけです。

何を聞きたいかということ、今まで、ここ数年でこういうケースが、生産緑地の

場合、解除がされて、大半が農地を処分して、相続の関係で売られるというケースが多いのですけれども、その中で、先ほど言いました生産緑地の取得のあっせんにかかわる情報提供を市長あるいは農業委員会の会長からなされて、それで農家を中心に、買いますよ、取得しますよという例があるのかどうか。ここ数年でそういう例があったのかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 例がないということではないですけれども、生産緑地のあっせんの通知をさせていただいた後に、取得の意思があるということで取引がされた例はございます。

○議長 木村委員。

○木村委員 それは、例えば、過去5年間として20例あった場合、比率として非常に少ないのか。

○議長 事務局。

○事務局 私のほうで承知しているのは、その1件でございます。

○議長 木村委員。

○木村委員 ほんのわずかいると。その場合、生産緑地をほかの農家が買い取る場合の条件として、当然、農業用に買い取るわけですから、生産緑地というのは、解除されてしまうと市街化の、いわゆる農地だったら1の値段が20、30、もっとになってしまうのですね。その辺は、第三者が生産緑地を買い取った、あっせんが出たので、じゃ、私買いますといった場合、買い取り値段というのは、当然農業ができる値段でないと買い取れないわけですがけれども、参考までに、どのくらいの相場がついて第三者が買い取っているのか。その辺も皆さん知っておいたほうが、そういう案件が年間かなり出てきますので、では、私も余力があるからその生産緑地を自分のものにしておこうと。ただ、値段が市街化並みのこんな高い値段では買い取りが難しいので、果たして調整区域並みの非常に低い値段で買い取りができるのかどうかという意味で、私もその辺わかりませんでしたので、ぜひ皆さんも知っておいたほうがいいのではないかとあって、それで、ある程度聞かせてもらいたいと思っているのですが、その辺、どうな

のでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 お取引の売買価格については、お話しできないのですけれども、生産緑地の農地であっても調整区域の農地と同等の値段で取引されることが多いということは、私のほうは把握しています。

○議長 木村委員。

○木村委員 具体的にはなかなか、突然私がこれを、事前に言っておけばよかったのだけれども、もし次回以降、その辺、過去に例があったということなので、そのときの引き取った、生産緑地の買い取ったいわゆる売買の値段がどの程度なのか、そういうあっせんが出たときは引き取っておこうかなということが出来るかと思うので、具体的な数字をちょっと認識しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この件は以上です。

○議長 ほかはよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、議案第22号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第22号についてご説明いたします。議案書は3ページ、総会資料の6、7ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料6ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、譲渡人は、年齢と跡継ぎがないことによるものです。譲受人は、経営規模の拡大です。申請人とは、9月9日に荻窪委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。譲受人は、トラクター等の農機具を所有し、年間従事日数が180日の社長本人に加え、繁忙期には、関連会社の従業員に手伝ってもらっているとのこと。農地法第3条第2項の各号に抵触しな

いことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。  
荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 9月9日に現地において私と事務局で譲渡人のご家族と譲渡人の代理人兼譲受人にお会いし、現地を確認して、所有権移転したい旨を確認しました。譲受人からは、トウモロコシを耕作する旨を聞いております。今回の許可することは問題がないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 過去にも同じような質問をしたかもしれないですけども、再確認の意味も含めてですが、今回、農地の所有権を取得するということですが、農地所有適格法人になったから取得できるという理解でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 農地所有適格法人の要件を満たしていれば取得できるということになります。適格法人になったからというよりは、取得したいときに、その要件を満たしているかどうかということになります。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 たしか去年8月に初めてこちらの法人で所有権を取得したと思うのですが、それから、今回2回目だと思うのですが、その間に事業年度があって、報告書とかは市役所には提出されていますか。

○議長 事務局。

○事務局 年に1回報告書が提出されるのですが、その報告書が提出されたときに、適格法人かどうかという確認もしています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 その報告書の中身はよくわからないのですが、その報告書の中でも、

社員数は社長ご本人1名でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、1名となっております。

○田邊委員 繁忙期に関連会社から恐らく複数名お手伝いに来ているとおっしゃっていたのですが、大体何人ぐらい、去年の8月だと、社長本人と専従者1人と補助者が1人だと思うのですが、また同じような人数、その辺は変更ないでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 5名ぐらいということで、変更ないと聞いています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 多分、去年8月から今年9月なので、農地の取得を含めて経営規模が倍ぐらいになられていると思うのですが、ほかに借りている農地があると思いますが、あと取得した農地も。そちらの管理の状況がどのようになっているか、わかったら教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 口頭での確認ですが、特にほかの農地については、問題なく管理できていると聞いています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 今後ですけれども、まださらに農地を取得というか経営規模を拡大するような方向でお考えなのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 まだ売る農地があれば取得していく意向と伺っています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 最後になりますけれども、今さらという感じですが、たしかこちらの前の会社で初めて農業事業に参入して、今の会社をまた別に設立して引き継いだような感じになっていると思うのですが、前の会社だと思うのですが、何で大和市を選んだのか、もしわかれば教えていただければと思います。別に、わからなければいいです。

○議長 事務局。

- 事務局　　そこまでは把握しておりません。
- 議長　　よろしいですか。
- ほか。長谷川委員。
- 長谷川委員　　この件をたたき台というか、この件に直接では係らないのですけれども、今回、所有権移転先が法人ということですが、このときに審査というか所有権移転の条件として、農地所有適格法人であるというお話があったのはわかるのですが、その条件さえあれば、基本的に、あとは耕作がきちんとできるかとかということを経済的に判断して、一応申請を受理して、こちらの総会に出しているという認識でよろしいでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　はい、申請時に農地所有適格法人の要件を満たしているかというところも確認をして申請を受けているので、その内容で総会に出しております。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　そのときの株主の構成とか、そういったものは確認事項に入っているのでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　リストをいただいていますので、それで確認しております。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　その株主の内容によっては、例えば所有権移転に適さないという判断をする場合もあるのででしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　農地所有適格法人の要件の中に、株主の中で議決権を持っていらっしゃる方が農業関係者で過半を占めていないといけないという要件がありますので、こちらの条件がクリアされていれば、許可は問題ないかと判断します。
- 議長　　ほか。田邊委員。
- 田邊委員　　追加の質問ですみません。報告書の関係で、こちらは法人として農地の所有権を取得している限り、毎年報告書を出すような感じになるという理解でよろしいでしょうか。
- 議長　　事務局。

○事務局 はい、毎年、報告の義務が発生しております。

○田邊委員 今後ですけれども、もし仮に農地所有適格法人の要件を満たさなくなった場合、新たに取得する場合はだめだよとえば終わりでもいいのですが、もう既に所有してしまっている農地についてはどのようなになるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 そういった条件にならないように確認を続けていくというのが趣旨になっていますが、もちろん要件から外れてしまった場合の取り扱いも国から示されているのですけれども、また機会をいただいて、お話しさせていただけたらと思います。

○議長 ほかよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第22号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第22号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第6、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第23号についてご説明いたします。議案書4ページ、資料は8から9ページになります。

大和市長から、令和6年9月5日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。新規の案件でございます。賃貸借権を設定する土地の面積は922㎡です。借人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権の設定をうける者の欄、貸人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権を設定する者の欄に記載のとおりです。貸人から中間管理機構へ令和6年11月1日から令和16年10月31日までの

10年間、賃貸借権を設定し、中間管理機構から借人へ同じ期間の10年間、賃貸借権を設定して粟及び露地野菜を栽培する計画です。借人は、トラクター等の農機具を所有し、現在1万4,930㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者28名で農業経営を行っております。

令和6年9月4日に荻窪委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 本件について、9月4日に事務局と現地へ赴き、貸人と借人及び農地中間管理機構である神奈川県農業会議担当者とお会いし、確認いたしました。現地は粟が栽培されており、借人からは、粟を栽培しつつ、空いているスペースで露地栽培を耕作すると伺っております。全面的な耕作が期待できると思います。利用権を設定することに問題はないと思います。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はありますか。

よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

本件について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年9月大和市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会